

# 「居宅介護等サービス」重要事項説明書

## 1. 事業者

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 法人名   | 社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  |
| 所在地   | 宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4 |
| 電話番号  | 0982-32-6555       |
| 代表者氏名 | 会長 柳田泰宏            |
| 設立年月日 | 昭和42年3月28日         |

## 2. 事業所の概要

|              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 事業所の種類       | 指定居宅介護事業所・平成18年10月1日指定        |
| 事業の目的        | 介護給付費を受けた利用者への適正な居宅介護等サービスの提供 |
| 事業所の名称       | 延岡市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所          |
| 事業所の所在地      | 宮崎県 延岡市 三ツ瀬町 1丁目 12番地 4       |
| 電話番号         | 0982-32-6570                  |
| 事業所の運営方針について | 延岡市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所運営規程      |
| 開設年月         | 平成15年4月1日                     |

## 3. 事業実施地域

|                   |
|-------------------|
| 原則として延岡市内（島浦町を除く） |
|-------------------|

## 4. 営業時間

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 営業日  | 月曜日から日曜日<br>ただし、12月31日～1月2日を除く |
| 営業時間 | 午前6時から午後10時                    |

上記のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制としています。

## 5. 職員の体制

| 職 種           | 常 勤        | 非常勤 | 職務の内容                  |
|---------------|------------|-----|------------------------|
| 管理者           | 1<br>(兼)   | —   | 事業の運営管理                |
| サービス提供<br>責任者 | 2以上<br>(兼) | —   | 介護給付費を受けた方への適切な居宅介護の提供 |
| 訪問介護員         |            | 5以上 | 介護給付費を受けた方への適切な居宅介護の提供 |

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護、指定居宅介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) 「居宅介護等計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護等計画」を定めて、サービス提供します。「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）とご契約者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容やご利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、ご利用者やご家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、ご利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

#### 〈サービス区分及びサービス内容〉

| サービス区分と種類  |         | サービスの内容   |
|------------|---------|---|
| 居宅介護計画等の作成 |         | 利用者等の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し、必要に応じて見直しを行います。 |
| 身体介護       | 食事介助    | 食事の介助を行います。   |
|            | 排せつ介助   | 排せつの介助、おむつ交換を行います。  |
|            | 入浴介助・清拭 | 衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪等を行います。  |
|            | その他     | 褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換、洗顔や歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。                          |

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 家事援助   | 調理  | ご利用者の食事の用意を行います。                                   |
|        | 洗濯  | ご利用者の衣類等の洗濯を行います。                                  |
|        | 掃除  | ご利用者の居室等の掃除や整理整頓を行います。                             |
|        | その他   | ご利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。<br>※預貯金の引き出し、預け入れは行いません。 |
| 通院等介助  | 通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。  |  |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とするご利用者に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護サービス、調理、洗濯、掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。  |  |
| 同行援護   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。</li> <li>・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。</li> <li>・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。</li> </ul> |  |
| 移動支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導支援及び見守り等を行います。</li> </ul>   |  |

※その他生活等に関する相談や助言をいたします。

## (2) 利用者負担額

上記サービスにかかる利用に対しては、通常 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、ご利用者は利用者負担分としてサービス料金の 1 割を事業者にお支払いいただきます。

※利用料については別表 1 に定める内容となります。

### ＜ 2 人のホームヘルパーにより訪問を行った場合 ＞

市の決定通知に基づき 2 人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2 倍の利用者負担額をいただきます。

### <利用者負担額の上限等について>

- 介護給付費対象のサービスは、利用者負担額の上限が定められています。
- ご利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出下さい。

### <利用者負担に関する月額上限>

- 1か月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

| 区 分  | 世帯の収入状況<br>(本人+配偶者)         | 1か月あたりの<br>負担上限額 |
|------|-----------------------------|------------------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                    | 0円               |
| 低所得1 | 市民税非課税世帯<br>(障害基礎年金2級相当の収入) | 0円               |
| 低所得2 | 市民税非課税世帯<br>(障害基礎年金1級相当の収入) | 0円               |
| 一般   | 課税世帯<br>(所得割額16万円未満)        | 9,300円           |
| 一般   | 課税世帯<br>(所得割額16万円以上)        | 37,200円          |

\* 詳細は事業所にお問い合わせ下さい。

### (3) サービス提供に要する実費負担額

通院等介助、同行援護、移動支援における公共交通機関などの交通費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

### (4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

当事業所では金融機関口座からの自動引き落としをご利用していただきます。ご利用できる金融機関は次のとおりです。

- ・ 宮崎銀行 ・ 宮崎太陽銀行 ・ 宮崎県下の信用金庫 ・ ゆうちょ銀行
- ・ 宮崎県(南部)信用組合 ・ 九州労働金庫 ・ 宮崎県下の農業協同組合
- ・ (福岡、肥後、大分、鹿児島、西日本シティ、南日本)銀行

利用料金は、1 か月ごとに計算し、ご請求のうえ引き落とします。サービス提供翌月の19日までに、ご契約通帳の残高をお確かめ下さい。

なお、引き落としができなかった場合、ご連絡の上職員が集金に伺わせていただきます。

※当事業所はヘルパーが利用料を預かることはございません。

## (5) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料は頂きません。

但し、訪問介護員到着後の私的理由(不在、拒否等)によるキャンセルの場合は実費請求させていただきます。

③ 市町村が決定した「支給量」内でサービスを提供します。

④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況によりご利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時をご利用者に提示します。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) ホームヘルパーについて

サービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予めご契約者に説明するとともに、ご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

ご利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なくご相談ください。

## (2) サービス提供について

サービスは、「居宅介護等計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、ご利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

## (3) サービス内容の変更

訪問時に、ご利用者の体調等の理由で居宅介護等計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## (4) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はホームヘルパーにお知らせください。受給決定通知書及び受給者証を預かり、コピーを頂きます。

## (5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ ご利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご利用者のご家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（外出介護等においてご利用者の同意を得て一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（ご契約者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

## 8. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、ご利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

### (2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者又は代理人（委任状を要する）より請求があった場合は、事業者の業務に支障のない時間帯でその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。）

## 9. 守秘義務について

当事業所では関係法令に基づいて居宅介護を提供する上で知り得た、ご利用者およびその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

## 10. 緊急時における対応方法

居宅介護等サービスを提供中にご利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じた場合は、ご家族や主治医又は医療機関、担当の相談支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した際には、ご家族や担当の相談支援事業所及び市の担当課へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、その原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。

## 12. 虐待防止に関することについて

事業所では、障がい者虐待の防止法等に関する法律により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、市へ通報を行います。この場合は秘密保持義務違反の責任は負わないものとします。

### 13. 損害賠償保険について

事業者は、サービスの提供にあたってご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 保険会社名 | 損害保険ジャパン株式会社    |
| 保険名   | 社協の保険           |
| 補償の概要 | 賠償補償・傷害補償・感染症補償 |

### 14. 苦情の受付について

#### (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見などサービス利用に関するご相談、ご利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

延岡市社会福祉協議会 居宅介護事業所長

○相談窓口 電話：0982-32-6570  
F A X：0982-32-6553

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
(ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く)

※その他、延岡市社会福祉協議会では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を配置し直接苦情を受け付けます。

○相談窓口 電話：0982-32-6555  
F A X：0982-35-5863

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
(ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く)

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 延岡市<br>障がい福祉課            | 所在地：延岡市東本小路2-1<br>電話番号：0982-22-7059<br>F A X：0982-21-0203 |
| 宮崎県社会福祉協議会<br>(運営適正化委員会) | 所在地：宮崎市原町2-22<br>電話番号：0985-60-0822<br>F A X：0985-60-0823  |

15. 第三者評価の実施状況について

|             |   |
|-------------|---|
| 実施の有無       | 無 |
| 実施した直近の年月日  |   |
| 実施した評価機関の名称 |   |
| 評価結果の開示状況   |   |

私は、居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 社会福祉法人<br>延岡市社会福祉協議会 | 指定居宅介護事業所 |
| サービス提供責任者            | ⑩         |

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護等サービスの提供開始に同意いたしました。

令和 年 月 日

利用申込者 住 所 延岡市 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_ ⑩

ご 家 族 住 所 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_ ⑩

( 続柄 ) \_\_\_\_\_ )

<別表1>

## サービス利用料金表

| サービス内容                                | サービスに要する時間       | 介護給付費  | 利用者負担金 |
|---------------------------------------|------------------|--------|--------|
| 身体介護<br>通院等介護<br>(身体介護伴う)             | 30分未満            | 2,560円 | 256円   |
|                                       | 30分以上1時間未満       | 4,040円 | 404円   |
|                                       | 1時間以上1時間30分未満    | 5,870円 | 587円   |
|                                       | 1時間30分以上2時間未満    | 6,690円 | 669円   |
|                                       | 2時間以上2時間30分未満    | 7,540円 | 754円   |
|                                       | 2時間30分以上3時間未満    | 8,370円 | 837円   |
| ※ 3時間以上については921単位に30分増すごとに83単位加算      |                  |        |        |
| 家事援助                                  | 30分未満            | 1,060円 | 106円   |
|                                       | 30分以上45分未満       | 1,530円 | 153円   |
|                                       | 45分以上1時間未満       | 1,970円 | 197円   |
|                                       | 1時間以上1時間15分未満    | 2,390円 | 239円   |
|                                       | 1時間15分以上1時間30分未満 | 2,750円 | 275円   |
| ※ 1時間30分以上は311単位に15分増すごとに35単位加算       |                  |        |        |
| 通院等介護<br>(身体介護伴わない)                   | 30分未満            | 1,060円 | 106円   |
|                                       | 30分以上1時間未満       | 1,970円 | 197円   |
|                                       | 1時間以上1時間30分未満    | 2,750円 | 275円   |
| ※ 1時間30分以上は345単位に30分を増すごとに69単位加算      |                  |        |        |
| 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合              |                  | 1,020円 | 102円   |
| 重度訪問介護<br>(病院等に入院又は入所も含む)             | 1時間未満の場合         | 1,860円 | 186円   |
|                                       | 1時間以上1時間30分未満    | 2,770円 | 277円   |
|                                       | 1時間30分以上2時間未満    | 3,690円 | 369円   |
|                                       | 2時間以上2時間30分未満    | 4,610円 | 461円   |
|                                       | 2時間30分以上3時間未満    | 5,530円 | 553円   |
|                                       | 3時間以上3時間30分未満    | 6,440円 | 644円   |
|                                       | 3時間30分以上4時間未満    | 7,360円 | 736円   |
| ※4時間以上8時間未満は821単位に4時間から30分増すごとに85単位加算 |                  |        |        |

|                              |   |        |      |
|------------------------------|---|--------|------|
| 同行援護                         | 30分未満   | 1,910円 | 191円 |
|                              | 30分以上1時間未満  | 3,020円 | 302円 |
|                              | 1時間以上1時間30分未満   | 4,360円 | 436円 |
|                              | 1時間30分以上2時間未満   | 5,010円 | 501円 |
|                              | 2時間以上2時間30分未満   | 5,660円 | 566円 |
|                              | 2時間30分以上3時間未満   | 6,320円 | 632円 |
| ※ 3時間以上は697単位に30分増すごとに65単位加算 |   |        |      |
| 特定事業所加算(Ⅱ)                   | 所定単位数×10/100  |        |      |
| 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)             | 居宅介護：所定単位数×200/1,000<br>同行援護：所定単位数×200/1,000<br>重度訪問介護：所定単位数×146/1,000<br>※令和6年5月31日までの算定となります。 |        |      |
| 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)             | 居宅介護：所定単位数×273/1,000<br>同行援護：所定単位数×273/1,000<br>重度訪問介護：所定単位数×219/1,000<br>※令和6年6月1日からの算定となります。  |        |      |
| 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算          | 所定単位数×45/1,000<br>※令和6年5月31日までの算定となります。   |        |      |
| 初回加算                         | 介護給付費：2,000円（利用者負担金：200円）   |        |      |
| 緊急時対応加算                      | 介護給付費：1,000円（利用者負担金：100円）   |        |      |
| 特別地域加算                       | （対象地域：北方町・北浦町・北川町）<br>所定単位数×15/100  |        |      |

○令和6年5月31日まで、特定事業所加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算及び特別地域加算（該当地域在住者のみ）が利用料金に加算されます。

○令和6年6月1日より、特定事業所加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、特別地域加算（該当地域在住者のみ）が利用料金に加算されます。

また、サービス提供の時間帯によって割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後 6時から午後 10時まで）：25%
- ・早朝（午前 6時から午前 8時まで）：25%
- ・深夜（午後 10時から午前 6時まで）：50%